

EUの個人情報保護法制に関する最新動向



EY 弁護士法人

弁護士 坂本有毅

Yuki Sakamoto

EUで、2016年に「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation: GDPR, Regulation (EU) 2016/679)が制定された。GDPRは18年からの施行が予定されており、これを受けて、日本企業の間でEUの個人情報保護法制に対する関心がこれまでになく高まっている。本稿は、このような関心の高まりを踏まえて、EUの個人情報保護法制の概略を解説するものである。

違反には巨額の制裁金

EUの現行の個人情報保護法制は、1995年に制定された「データ保護指令」(Data Protection Directive, Directive 95/46/EC)および、この指令に基づき各国で制定された個人情報保護に関する法令から構成されているが、それらが今般GDPRに置き換わることになる(GDPR第94条)。データ保護指令とGDPRは大きな枠組みとしては共通だが、ではなぜGDPRの制定が日本企業の間に関心を呼び起こすことになったのか。その主な要因の1つとして、GDPRにおいてはその違反に際し巨額の制裁金が課され得る、ということが挙げられる。具体的には、最高で2000万ユーロ(約24億円)または前事業年度の全世界の年間売上額の4%のうち高い方の額とされている(GDPR第83条第5項、第6項)。データ保護指令に基づく各国の個人情報保護法制での制裁金の金額が、高くても数

十萬ユーロであったこと(例えば、英国のData Protection Act 1998に基づく制裁金は、最大50万ポンド、約7000万円)と比較すると、対応の必要性は多言を要しないと言えるだろう。

もう1つの副次的な要因としては、個人情報の漏洩等の事案がまだ生じていない、違反のみの段階でも制裁金を課すことが可能であり、かつ、個人情報保護法制を執行する専門のデータ保護監督機関(Data Protection Authority)が各国に存在し(なお、日本でも5月30日の改正個人情報保護法の施行後は、個人情報保護委員会が同等の機能を有する)、実際に現行のデータ保護指令下で制裁金が課されていることがある。そのため、漏洩等の実害さえ発生させなければよいわけではなく、形式的な法令順守も確保することが求められるのである。

EU域外への個人情報移転に注意

EUの個人情報保護法制は、日本の個人情報保護法と質的に大きく異なるものではない。すなわち、個人を特定可能な情報その他個人に関する一定の情報が個人情報とされ、個人情報の取得、保管、第三者提供等の取扱い(処理)に際し事業者を利用目的の通知、安全管理措置、本人の同意取得といった義務が生じる、という制度の全体像は両者とも同様である。これは、日本の個人情報保護法が2003年に制定され、世界の個人情報保護法制の中では後発のものであり、